

(仮称) 福山市公園整備基本方針検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 近年、少子高齢化等による社会環境の変化に伴い、公園管理の担い手不足や低未利用公園の発生等、公園をとりまく環境が大きく変化していることを踏まえ、維持管理上の課題を解決し、多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりを推進することを目的として、(仮称)福山市公園整備基本方針検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について市長に意見を述べるものとする。

- (1) 都市公園の整備基本方針に関する事項
- (2) その他必要と認められる

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員8人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公園有識者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 前号に掲げる者のほか、第1条に規定する目的を達成する上で市長が特に必要と認める者

3 委員会に、座長を1人置き、委員の互選により定める。

4 座長は、委員会の進行を行う。

5 委員会は、別表第1に定める委員をもって構成する。

6 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、所掌事務が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会には、市長が必要であると認めるときは、委員以外の者を会議へ出席させ、意見を聴取することができる。

(庁内検討委員会)

第6条 第2条に規定する事項についての調整を行うため、委員会に庁内検討委員会を置く。

2 庁内検討委員長は、公園緑地課長とし、庁内検討委員は別表2に掲げる職にあるものをもって組織する。

(庶務)

第7条 委員会及び庁内検討委員会の庶務は、建設局都市部公園緑地課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）11月13日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 区 分 | 所 属 等 |
|------|------------------------------------|
| 有識者 | 福山市立大学都市経営学部都市経営学科 教授 岡辺 重雄 |
| | NPO 法人 NPO birth 事務局長 佐藤 留美 |
| | 一般社団法人インクルーシブワールド協会 広島支部長 藤井 佳奈 |
| | 福山市緑地建設業協会 会長 北村 巧 |
| 市民代表 | 福山市自治会連合会 常任理事 出原 敬三 |
| | 福山市PTA連合会 会長 永井 康浩 |
| | 福山市子ども会育成協議会 会長 山本 強 |
| | 福山市身体障害者団体連合会 理事長 菅原 晃 |

別表第2（第6条関係）

| 区 分 | 所 属 等 |
|-----|----------------------|
| 福山市 | 建設局政策調整官 |
| | 建設局都市部公園緑地課長 |
| | 保健福祉局政策調整官 |
| | 保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課長 |
| | 保健福祉局ネウボラ推進部子ども企画課長 |
| | 保健福祉局福祉部障がい福祉課長 |
| | 保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課長 |
| | 市民局政策調整官 |
| | 市民局まちづくり推進部まちづくり推進課長 |
| | 教育委員会管理部政策調整官 |
| | 教育委員会学校教育部学びづくり課長 |